

北部地区 子育て総合支援事業（大学等進学促進事業）

提出書類について

1. 提出書類

- (1) 子育て総合支援事業（大学等進学促進事業）受付表（様式あり）
- (2) 子育て総合支援事業（大学等進学促進事業）支援申込書（様式あり）
- (3) 同意書（様式あり）
- (4) 住民票謄本
- (5) 支援要件の該当を証明する書類（ア、イ、ウ、エのいずれか）
 - ア 児童扶養手当の受給所帯の添付資料
 - 児童扶養手当証書の写し
 - イ 住民税の非課税世帯の添付資料
 - 子どもの保護者（父及び母）の「課税証明書」（市町村で発行）
※非課税の確認方法・・・課税証明書の市県民税の所得割の項目が0円
（課税証明書の備考等に「非課税」と表記があるケースもあり）
※非課税世帯の確認のため、両親の課税証明書の提出必要
 - ウ 里親・児童養護施設の入所児童の添付資料
 - 措置決定通知書の写し
 - エ 生活保護受給者
 - 生活保護受給証明書の写し
※那覇市のように、受給証がなく受給開始通知書のみの場合は、現在受給中であることの確認のため、市町村が発行する「受給証明書」を添付
- (6) 通知表（裏表）のコピー
（高校1年生は中学3年次、高校2年生は1年次、高校3年生は2年次）

2. 応募期間

4月15日（金）～ 定員に達し次第終了

3. オリエンテーション・開講式および日時

日 時 5月9日（月） 午後6時30分

場 所 名護教室（生徒のみ参加）

4. 講座開始

支援決定の翌日より

5. 問い合わせ先

琉大セミナー窓口 午後3時～午後10時（日曜祝祭日を除く）

〒905-0011 名護市宮里5丁目15-15 電話 0980-53-3274

*上記日程に関しては、新型コロナウイルスの影響で変更になる場合があります。その際は改めてご連絡させていただきます。

子育て総合支援事業(大学等進学促進事業)受付表

名 前	高 校 名	学 年	部 活 動
リカナ		年	
住 所			連 絡 先(本人)
メールアドレス(本人)	(必須)		

●①②③志望大学/学部/学科 ④専門学校/学科

①	大学	学部	学科
②	大学	学部	学科
③	大学	学部	学科
④	/		学科

●受験科目 (○をつけ、必要科目を記入してください)

英語(筆記 ・リスニング)	数学(数Ⅰ ・数A ・数Ⅱ ・数B ・数Ⅲ ・数C)
国語(現代文 ・ 古文 ・ 漢文)	小論文(日本語 ・ 英語) 面接(日本語 ・ 英語)
理科(/ /)	社会(/ /)

●入試形態 (○をつけてください)

総合型選抜(A0入試) ・ 指定校推薦 ・ 一般推薦 ・ 一般選抜 ・ その他()

●希望する地区 (○をつけてください)

北部地区	中部地区	南部地区
------	------	------

●設置教室 ※中南部地区の方のみお答えください。

那覇教室	那覇南部教室	与那原教室	糸満教室
沖縄教室	宜野湾教室	うるま教室	嘉手納教室
上記の教室から第2希望までの教室を選んでください。			
第1希望() 第2希望()			

子育て総合支援事業受託事業者 殿

保護住所
保護者氏名
保護者連絡先

印

令和4年度子育て総合支援事業支援申込書
(大学等進学促進事業)

沖縄県子育て総合支援事業（大学等進学促進事業）実施要綱第5条第1項の規定に基づき、
下記のとおり、支援申込書を提出します。

記

区分		ふりがな 氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先 学校名	備考
支援希望者の 状況	親 (養育者)			昭和 年 月 日			
				平成 年 月 日			
	子ども (高校生)			平成 年 月 日			
				平成 年 月 日			
支援を希望する 理由						志望大学 (第2志望まで記入)	
						①大学 学部	
						②大学 学部	

[添付書類]

- 住民票謄本 同意書
- 子どもが実施要綱第4条第2項第2号に該当することを証明する書類
(児童扶養手当証書の写し、課税（非課税）証明書、措置決定通知書の写し、生活保護
受給証等)
- 3年生は2年次、2年生は1年次の通知表（コピー）表・裏両方
*書類を確認して□にチェックを入れて下さい。

(子育て総合支援事業(大学等進学促進事業) 支援申込書添付用)

沖縄県知事 }
 } 殿
本事業の受託事業者 }

住 所
氏 名

同意書

私の世帯（私のほか、同居する家族等）は、沖縄県子育て総合支援事業(大学等進学促進事業) による支援を受けるため、以下の内容について同意します。

- 沖縄県子育て総合支援事業の趣旨を理解し、本事業の実施要綱を厳守すること。
- 本事業の支援申込書に記載されている内容（個人情報等）及び支援決定に関する内容並びに支援状況等は、本事業による支援を円滑、かつ、効果的に実施するため、本事業の実施主体である沖縄県、本事業の受託事業者において情報を共有すること。
- 本事業の支援対象者を決定するにあたり提供した児童扶養手当の受給に関する情報、所得情報、児童福祉法第27条第1項第3号に関する情報及び当該世帯の状況（面談内容等を含む。）等を本事業の実施主体である沖縄県、本事業の受託事業者が利用すること。
- 本事業による子どもの学習支援のほか、親等に対する支援（進学情報の提供等）を受けすること。
- 本事業の効果を検証するため、支援終了後、沖縄県および受託事業者による大学等卒業後の進路状況等の調査に協力すること。